

シールホースライニング配水管からの給水管分岐工法の 実施について

(制定 平成元年 12 月 7 日課長決)
(最近改正 令和 4 年 6 月 3 日)

1 施行基準

この工法は、シールホースライニングを施した配水管から分水栓、割T字管を使用して給水管を取り出す場合に適用する。

ただし、分水栓取替工法は除く。また割T字管により給水管等を分岐した場合は、防食コアを取り付けること。

2 労力費

(1) 給水装置工事

別表第6「給水装置工事労力費」は、従前と同様とする。

(2) 各種請負工事

従前の「分水栓取付工」「不斷水連絡工」と同様とする。

3 必要機材

必要機材は、職員課体験型研修センターで保管し、必要に応じ水道センター等に貸出を行う。

4 実施日

(1) 給水装置工事

平成2年1月1日以降に工事施工のものから実施する。

(2) 各種請負工事

平成2年1月1日以降に発注した工事のものから実施する。

附則

この規定は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この改正規定は、平成20年5月7日から施行する。

附則

この改正規定は、令和4年6月6日から施行する。